

専決処分の承認を求めることについて

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月19日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

専決処分書

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

大磯町長 中 崎 久 雄

理由

令和2年3月31日付けで地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）が公布されたことに伴い、大磯町国民健康保険税条例（昭和34年大磯町条例第10号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

大磯町長



大磯町条例第 7 号

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大磯町国民健康保険税条例(昭和34年大磯町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第22条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。